

告 示

埼玉県告示第五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県産業文化センターの指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年一月五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県産業文化センター

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

二 指定の期間

令和六年四月一日から令和十一年三月三十一日まで